

よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう

八峰町議会議員一般選挙

〔投票日〕 4月19日(日曜日)午前7時～午後6時

町民の代表として、八峰町の未来を託すのにふさわしい人を選ぶ身近で大事な選挙です。棄権せず、よく見、よく聞き、よく考えて、貴重な一票を正しく投じましょう。

■今回の選挙で投票できる人は

平成20年4月20日以前に生まれた方(18歳以上)で、令和8年1月13日以前から引き続き八峰町内に住んでいて住民登録がある人です。
町の選挙は、町外転出した時点で投票できません。

■投票時間

投票時間は、午前7時から午後6時までで、2時間繰り上げています。入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。



■こんな時は期日前投票を

投票日当日、投票所に行く事ができない方は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書いて、期日前投票所へ提出すると、その場で投票できます。

【期日前投票所】

ファガス「研修室」および峰栄館

【期日前投票期間】

4月15日(水)から4月18日(土)

【期日前投票時間】

午前8時30分から午後8時まで

■自分で書けないときは代理投票を

手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は代理投票ができますので係員に申し出てください。投票の補助者が代理で記載しますが、投票の秘密は守られますのでご安心ください。

令和8年4月1日より、「こども誰でも通園制度」がはじまります!

学校教育課からのお知らせ

こども誰でも通園制度とは…

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

町では、八森子ども園、峰浜ポンポコ子ども園で実施します。

- 実施施設 八森子ども園、峰浜ポンポコ子ども園
- 対象となるこども 0歳6か月～満3歳未満の未就園児
- 利用可能時間 こども1人あたり月10時間
- 利用料 1時間あたり300円(町民であれば全額免除)
- その他 利用するにあたり町に申請が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。



■問合せ先 学校教育課 幼児保育庶務係 ☎77-2728

防災町民課からののお知らせ

戸籍に振り仮名が記載されます 令和8年5月25日までに再度ご確認を!

令和7年5月26日の法改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。八峰町に本籍がある方に対し、令和7年8月中旬頃に、戸籍に記載する予定の振り仮名をハガキで通知しております。

通知された振り仮名が正しい場合は、届出をする必要はなく、その振り仮名が自動的に戸籍に記載されます。

●通知された振り仮名が誤っている場合は、必ず届出が必要です。

誤った振り仮名が戸籍に記載されてしまうと、変更するために家庭裁判所の許可が必要となります。通知された振り仮名が誤っている場合は、**令和8年5月25日(月)までに必ず届出**をしてください。

ハガキを紛失してしまった場合など、通知された振り仮名が分からないときは、役場町民サービス係の窓口で本人確認をしたのち、口頭でお伝えすることも可能です。

※氏の振り仮名の届出が出来るのは戸籍の筆頭者のみです。

※名の振り仮名の届出が出来るのは原則本人のみです。

●マイナポータルでもオンライン届出ができます。

マイナポータルでの**オンライン届出も令和8年5月25日(月)17時まで**です。

不明な点がありましたら、法務省HPをご覧ください。下記までお問い合わせください。

■問合せ先 防災町民課 町民サービス係 ☎76-4614



法務省ホームページ

各投票区の投票所

投票区	地区名	投票所
1 峰浜第一投票区	大沢・横内・仲村・小手萩・内荒巻・埴・大信田・石川・稲子沢・大野・外林・畑谷・上畑谷・強坂・内坂・沼田・田中・高野々・大土面	峰栄館
2 峰浜第二投票区	水沢・カッチキ台・駅前・三ツ森・目名湯・萩ノ台・蝦夷倉・岩子・大久保岱・手這坂・大岱・大槻野	八峰町役場
3 八森投票区	八森第一・八森第二・八森第三・浜田・本館・椿台・椿・中浜・茂浦・立石・横間・瀧の間・小入川・岩館第一・岩館第二	ファガス

■病院などでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる人は、その施設で不在者投票ができます。手続きは施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。

■出稼ぎや出張先での不在者投票

出稼ぎや長期出張の方の方は、「宣誓書兼不在者投票用紙請求書」を町選挙管理委員会に請求することにより不在者投票ができます。お早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。

■郵便による不在者投票

身体に障害がある方には、投票所に行かずに自宅で投票できる「郵便による不在者投票」があります。

不在者投票」ができます。事前に郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。

※不在者投票は、投票日までに選挙に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願います。

■移動支援(デマンドタクシー・バス)

自宅から投票所まで自力での移動手段がない方はデマンドタクシー、移動支援バス(当日のみ)をご利用ください。詳細は後日お知らせします。

ご不明な点は、八峰町選挙管理委員会までお問い合わせください。

☎76-4601(総務課内)
☎76-4800(選管 峰栄館内)